

平成 29 年 10 月 10 日

一般社団法人日本クレイ射撃協会
会 長 高橋 義博
問い合わせ先 事務局長 大江 直之

当協会が提起した訴訟に関する判決について

当協会が旧執行部の元役員¹である平井一三氏ら 18 名に対して提起していた訴訟に関し、東京地方裁判所は、平成 29 年 9 月 29 日に、以下のとおり判決を下しましたので、お知らせします。

1 判決内容（要旨）

- (1) 旧執行部の役員ら 15 名は、当協会に対して 4400 万円及びその遅延損害金を支払え。
- (2) 旧執行部の役員 A は、当協会に対して 3466 万 1179 円及びその遅延損害金を支払え。
- (3) 旧執行部の役員 B は、当協会に対して 1185 万 5141 円及びその遅延損害金を支払え。
- (4) 旧執行部の役員 C に対する請求を棄却する。（※）

※ 旧執行部の役員 C は、本訴訟提起後に破産及び免責手続開始決定を受けており、当協会からの損害賠償請求権は免責債権に該当することを理由として、請求が棄却されたものです。

2 訴訟提起の概要

当協会が、旧執行部の元役員ら 18 名に対して、旧執行部が、文部科学大臣の許可を得ることなく当協会の基本財産を取崩し、強化事業費や奨励金として支出したことは違法であるとして、損害賠償請求を提起したものです。

以 上

¹ 平井氏らを役員に選任した総会決議は東京地方裁判所及び東京高等裁判所で不存在である旨の判決が下された後確定していますので、正確には、平井氏らは役員と称していた者となります。以下、同じ。